

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

ただし、実質価額の低下割合が 30 % 以上である場合、強制評価減を行っています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8 年～50 年
工作物	8 年～75 年
物品	2 年～15 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

ソフトウェア	5 年
その他	10 年

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（要求払預金）

なお、現金（要求払預金）には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額または見積価格が 100 万円（美術品は 300 万円以上）の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 130 万円未満であるとき、または法人税基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

4 偶発債務

偶発債務はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	— %
連結実質赤字比率	— %
実質公債費比率	4.1 %
将来負担比率	18.7 %

④ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 45,154,000 円

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費（地方自治法第 213 条）	1,175,203,000 円
継続費の通次繰越額（地方自治法施行令第 145 条第 1 項）	50,300,000 円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）」、「売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、「令和 5 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産」

イ 内訳

該当無し

② 地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 16,496,317,000 円

- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	12,567,134,000 円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,373,311,000 円
将来負担額	32,106,664,000 円
充当可能基金額	6,938,212,000 円
特定財源見込額	6,572,719,000 円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	16,496,317,000 円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 514,639,171 円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	25,322,091,741 円	24,176,703,654 円
繰越金に伴う差額	△1,212,267,663 円	—
資金収支計算書	24,109,824,078 円	24,176,703,654 円

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	1,485,577,216 円
投資活動収入の国県等補助金収入	279,868,942 円
未収債権の増減額	6,304,307 円
長期延滞債権の増減額	△2,323,631 円
その他流動負債の増減額	△269,355 円
減価償却費	△2,175,247,703 円
賞与等引当金増減額	△10,957,967 円
退職手当引当金増減額	△93,865,000 円
徴収不能引当金（固定）増減額	△4,564,049 円
徴収不納引当金（流動）増減額	△1,241,580 円
投資損失引当金増減額	11,412,775 円
資産除売却損益	75,416,143 円

純資産変動計算書の本年度差額 △429,889,902 円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。
なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	5,000,000,000 円
一時借入金に係る利子額	1,773 円

全体財務書類における注記

6 重要な会計方針

(5) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

(6) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

③ 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

ただし、実質価額の低下割合が 30 %以上である場合、強制評価減を行っています。

(7) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8 年～50 年
工作物	8 年～75 年
物品	2 年～50 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

ソフトウェア	5 年
その他	10 年～15 年

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）においては、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（要求払預金）

なお、現金（要求払預金）には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

7 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

8 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

9 偶発債務

偶発債務はありません。

10 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
介護保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
国民宿舎特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
上水道事業	地方公営企業会計	全部連結	—
工業用水道事業	地方公営企業会計	全部連結	—
簡易水道事業	地方公営企業会計	全部連結	—
公共下水道事業	地方公営企業会計	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営事業会計及び地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）」、「売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、「令和 5 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産」

イ 内訳

該当無し

連結財務書類における注記

11 重要な会計方針

(8) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

(9) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

④ 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

ただし、実質価額の低下割合が 30 %以上である場合、強制評価減を行っています。

(10) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8 年～50 年
工作物	8 年～75 年
物品	2 年～50 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

ソフトウェア	5 年
その他	10 年～15 年

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）においては、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

(3) 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（要求払預金）

なお、現金（要求払預金）には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

12 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

13 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

14 偶発債務

偶発債務はありません。

15 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
山口県市町総合事務組合 （一般会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	1.89 %
山口県市町総合事務組合 （非常勤職員公務災害補償特別会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	5.15 %
山口県市町総合事務組合 （山口県市町公平委員会特別会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	9.79 %
山口県市町総合事務組合 （山口県自治会館管理特別会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	4.34 %
山口県後期高齢者医療広域連合 （一般会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	4.07 %
山口県後期高齢者医療広域連合 （後期高齢者医療特別会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	3.47 %
周南地区衛生施設組合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	24.24 %
周南東部環境施設組合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	54.88 %
周南地区福祉施設組合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	28.89 %
下松市笠戸島開発センター	第三セクター等	全部連結	—
下松市文化振興財団	第三セクター等	全部連結	—
下松市水産振興基金協会	第三セクター等	全部連結	—
下松市施設管理公社	第三セクター等	全部連結	—

※「全体財務書類における注記」で記載した連結対象団体（会計）は省略しています。

連結の方法は次のとおりです。

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ② 第三セクター等は、出資割合等が 50 %を超える団体（出資割合等が 50 %以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25 %未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）」、「売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、「令和 5 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産」

イ 内訳

該当無し